

令和8年6月23日
厚生委員会資料
福 祉 保 健 部

【報告事項】

- 1 富山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

..... 1 頁

富山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（概要版）

富山市では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、平成26年6月に「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しましたが、新型コロナウイルス感染症対応での経験や課題を踏まえ、政府（令和6年7月）及び富山県の行動計画（令和7年3月）が抜本的に改定されたことから、「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定します。

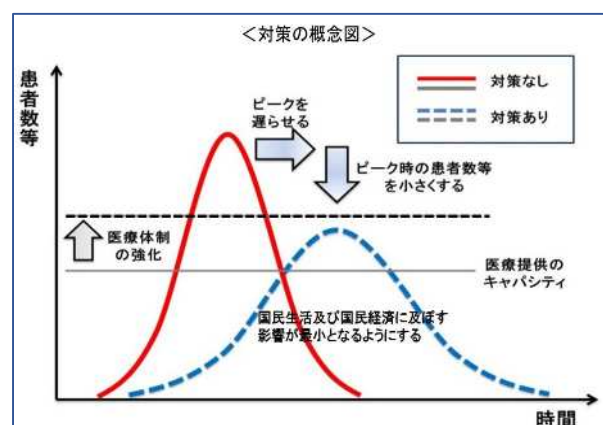
1 新型インフルエンザ等対策の目的

①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を保護する

- ・感染拡大を抑制する
- ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制への負荷軽減を図る
- ・重症者数・死亡者数を減らす

②市民生活と地域経済活動の及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを行う
- ・市民生活と地域経済活動の安定を確保する



引用：国の新型インフルエンザ等対策ガイドライン

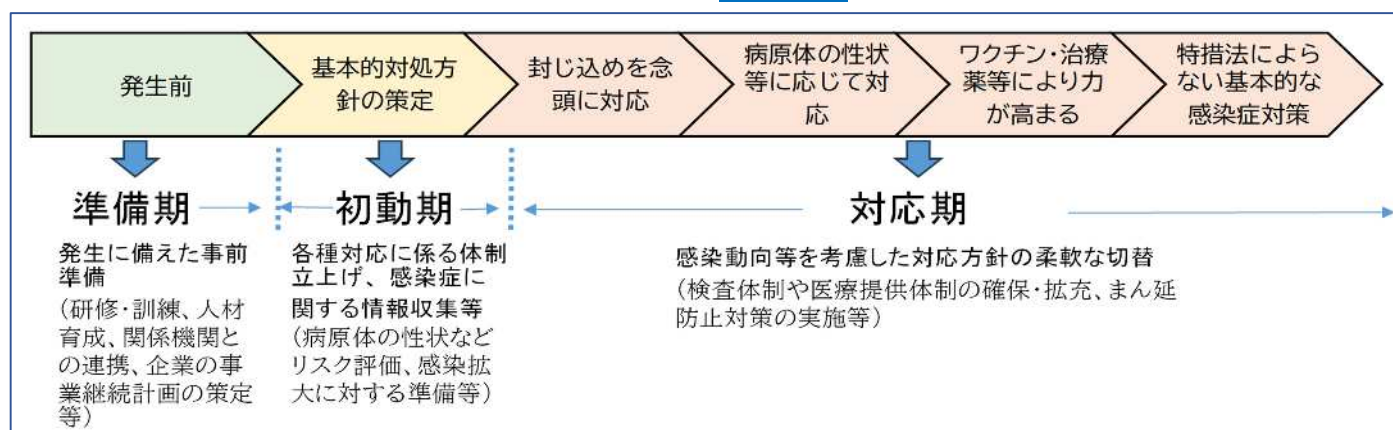
2 行動計画改定のポイント

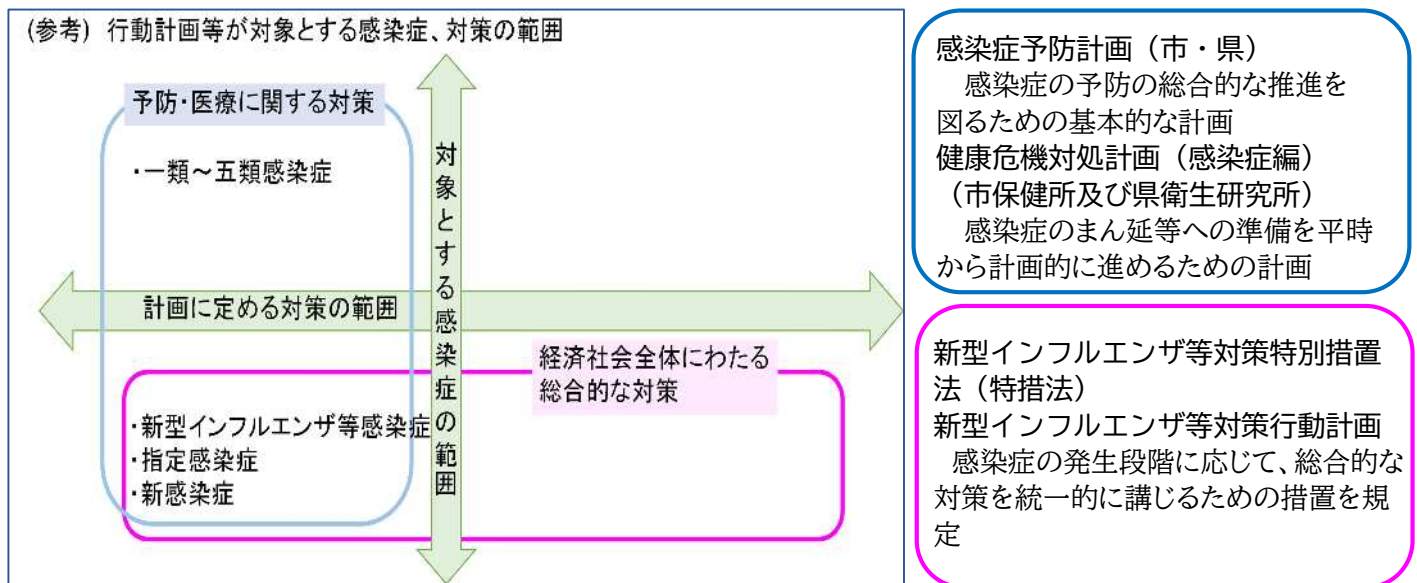
①幅広い感染症への対応

- ・新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症や、新たな感染症が急速にまん延する可能性を想定
- ・中長期的に複数の感染の波が来ることも想定し、対策を整理する
- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえ、対策の切り替えを円滑に行うことで、市民生活への影響が少なくなるよう対策を講じる

②対応時期を3期（準備期・初動期・対応期）とし、平時からの準備の充実を図る

- ・全体を準備期・初動期・対応期の3期に分け、時期ごとの対応の流れを想定
- ・対策項目を7項目から13項目へ拡充（次ページ[下線部分](#)）





3 各対策項目（13 項目）の取組概要

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	●体制整備（関係機関との連携体制構築） ●訓練による対応力強化 ●人材育成	●対策会議の開催	●市対策本部を設置 ●体制強化（人員、財政）
②情報収集・分析	●体制整備（流行、疫学情報等） ●情報セキュリティの強化	●リスク評価に基づく対策等の検討・実施 ●市民等への情報提供・共有	●情報収集・分析及びリスク評価の強化 ●リスク評価に基づく対策等の検討
③サーベイランス	●体制整備（発生動向、情報集約） ●平時の感染症サーベイランス	●感染症サーベイランスの開始	●感染症サーベイランスの実施 ●患者の全数把握
④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	●市民等への情報提供（感染症の理解等） ●体制整備（情報提供の方法等）	●迅速かつ一体的な情報提供、共有 ●相談窓口の設置 ●偏見・差別等防止の啓発	●情報提供、共有 ●相談窓口の設置 ●偏見・差別等への対応 ●リスク評価に基づく方針の検討
⑤ <u>水際対策</u>	●体制整備（連絡手段の共有等） ●訓練	●帰国者等への健康観察	●帰国者等への健康観察
⑥まん延防止	●市民等への情報提供（基本的な感染対策等）	●まん延防止対策の準備（患者や濃厚接触者への対応）	●まん延防止対策の実施（患者や濃厚接触者への対応、事業者・学校・福祉施設等への対応）

	準備期	初動期	対応期
⑦ワクチン	●体制整備(DX化等) ●市民等への正しい情報提供(予防接種の意義や制度等)	●接種の実施に向けた迅速な準備(会場、資材、人員確保等)	●ワクチン接種の実施 ●状況に応じた接種体制の拡充 ●健康被害救済業務 ●市民等への情報提供・共有(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法、相談窓口等) ●相談対応(コールセンター等)
⑧医療	●体制整備(県と連携し医療提供、軽症者の療養施設確保等) ●人材育成 ●訓練・研修	●医療提供体制の確保(検査体制、発熱外来の稼働等) ●相談窓口の開設 ●市民等への情報提供・共有(相談窓口、受診方法等)	●医療提供体制の拡充 ●相談窓口の強化 ●市民等への情報提供・共有(相談窓口、受診方法等)
⑨治療薬・治療法	●人材育成(研究機関への協力・支援)	●体制整備(県と連携し治療薬の適正な流通・使用)	●医療機関や薬局の治療薬の適正な流通・使用の啓発
⑩検査	●体制整備(資材確保、検体の搬送方法等) ●訓練 ●人材育成	●検査体制の立ち上げ	●検査体制の拡充・実施(患者の早期発見、流行状況の的確な把握)
⑪保健	●体制整備(IHEAT、マネジメントを行う保健師配置等の人員、DX化、情報提供の方法等) ●訓練	●疑似症患者への対応 ●市民等への情報提供・共有(相談窓口等) ●優先的に取り組む業務の整理	●感染症対応業務の実施(相談対応、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送、健康観察、生活支援等) ●市民等への情報提供・共有(相談窓口、各種支援制度等)
⑫物資	●感染症対策物資等の備蓄・確認	●感染症対策物資等の確保・供給状況等の確認	●感染症対策物資等の確保・供給状況等の確認(継続) ●不足物資確保のための相互協力
⑬市民生活及び市民経済の安定の確保	●情報共有体制の整備	●体制整備(情報提供の方法、生活支援、火葬体制等)	●市民生活の安定の確保(メンタルヘルス対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等) ●生活支援を要する方への支援(介護、訪問診療、食事の提供、服薬支援等) ●教育及び学びの継続への支援 ●社会経済活動の安定の確保(生活関連物資の供給・価格の安定、事業者への経済支援等) ●遺体の火葬・安置